

各区市町村介護保険主管課長 殿

東京都福祉保健局生活福祉部福祉人材対策担当課長

(公印省略)

東京都介護員養成研修における介護予防・日常生活支援総合事業の担い手に対する研修として実施する研修の修了者に対する一部免除の取扱いについて（通知）

東京都介護員養成研修事業実施要綱（平成24年10月17日24福保生地第826号。以下「要綱」という。）第5「項目の免除」における、介護予防・日常生活支援総合事業担い手研修（以下「総合事業の担い手研修」という。）修了者の取扱いについては、下記によることとしたので、通知します。

つきましては、各区市町村の実施する総合事業の担い手研修を、東京都介護員養成研修の研修課程での一部免除の対象とする取扱いを希望する場合は、本通知の趣旨に御留意いただき、各区市町村より手続を行っていただくよう、お願いします。

記

1 研修の項目免除の対象となる研修の要件

各区市町村で実施されている総合事業の担い手研修であって、以下の全ての要件を満たしている必要があること。

(1) 介護職員初任者研修

別紙1「総合事業の担い手研修と東京都介護員養成研修（介護職員初任者研修課程）の研修内容の読み替え関係について」に示す対応部分の内容が含まれている研修を介護職員初任者研修課程の当該項目の研修時間数以上行っているものを対象とする。

(2) 生活援助従事者研修

別紙2「総合事業の担い手研修と東京都介護員養成研修（初任者研修課程）の研修内容の読み替え関係について」に示す対応部分の内容が含まれている研修を生活援助従事者研修課程の当該項目の時間数以上行っているものを対象とする。

(3) 共通事項

ア 各区市町村によって総合事業の担い手研修受講者の受講状況が確実に管理され、かつ修了者名簿が永年保存の対象とされていること。

イ 要綱第3(5)における各研修の「各項目の到達目標」の同様の観点から修了評価を適切に行っていること。

2 手続の流れ

- (1) 各区市町村において、総合事業の担い手研修を、東京都介護員養成研修における項目の一部免除の対象となることを希望する区市町村は、当研修において修了する科目が、介護職員初任者研修課程又は生活援助従事者研修課程において履修すべき項目と同等と判断できる科目を別紙1又は別紙2に基づき検討する。
 - (2) (1)により検討した結果、本通知「1研修の項目免除の対象となる研修の要件」(以下「要件」という。)を満たすものを、当該年度の研修開始の2か月前までに東京都に別記様式1-1又は1-2の「介護員養成研修の一部免除対象となる総合事業の担い手研修実施届出書」により届出を行うこととする。
 - (3) 東京都は区市町村の届出内容が要件を満たしているか審査する。必要に応じて、区市町村に研修内容等の照会を行う。
 - (4) 東京都は要件を満たす総合事業の担い手研修について、届出に係る区市町村名、総合事業の担い手研修の名称、会場、開講期間等の情報を、東京都福祉保健局のホームページにおいて公開する。
 - (5) 区市町村は、届出を行った総合事業の担い手研修の修了者に対して、別記様式2-1又は2-2の「介護員養成研修の一部免除対象となる総合事業の担い手研修修了証」(以下「修了証」という。)を区市町村名により交付するとともに、都が指定する介護員養成研修研修事業者(以下「事業者」という。)からの照会等に対して適切に対応できるように、研修修了後も修了者名簿及び研修概要(研修カリキュラム等)を管理する等の措置を講じ、事業者の照会があった場合は対応することとする。
- ※(別紙3)〈手続の流れ〉を参照

3 事業者における取扱い

- (1) 事業者は、総合事業の担い手研修の修了者について、当該事業者が実施する介護員養成研修において項目又は科目の一部免除の対象とする場合は、学則上に免除規定を定め、当該研修の募集開始の2か月前までに東京都に変更届を提出すること。
 - (2) 受講生から修了証の提出を受けた場合は、修了証に記載された研修の対象の有無を東京都福祉保健局ホームページで確認すること。その上で、各事業者の定める学則の免除規定に適合すると判断できる場合には、項目の一部免除を行うことができる。
- また、修了証に記載された事項について不明点等がある場合は、必要に応じて各区市町村に照会すること。

4 その他

その他、要件の確認等については、別紙4の〈東京都介護員養成研修の免除対象となる総合事業の担い手研修の例〉を参照すること。

(担当)

生活福祉部地域福祉課指定・指導担当 長谷川・瀧川
電話(内) 32-545